

水戸家庭裁判所委員会（第17回）議事概要

1 開催日時 平成23年6月2日（木）午後3時から午後5時まで

2 開催場所 水戸地方裁判所南館1階裁判員候補者待機室

3 出席者 （委員）

石渡千恵子，内田久美子，五來則男，正保春彦，鈴木豊明，長山隆一，樋口直実，平野辰男，堀越博，本間榮一，村上泰彦，八木岡努，鷺田美加（五十音順 敬称略）

（事務局等）

事務局長 加藤裕之，首席家庭裁判所調査官 鈴木裕一，首席書記官 千葉修也，事務局次長 原宗鑑，次席家庭裁判所調査官 長谷川哲也，次席家庭裁判所調査官 小畑勝利，訟廷管理官 小林圭一，総務課長 毛利芳英

4 議事概要

(1) 全体概要

ア 新任委員（平野辰男，本間榮一，村上泰彦）から自己紹介が行われた。

イ 竹花前委員長が委員を退任したので，互選により本間榮一委員を委員長に選任した。

ウ 委員長の職務代理として村上委員を選任した。

(2) 今回のテーマ「成年後見事件に対する家庭裁判所の取組みを巡って」

ア 成年後見制度の意義や改正の趣旨，概要等について，村上委員が説明した。

イ 成年後見申立手続について，小林訟廷管理官が説明した。

ウ 成年後見等事件における家庭裁判所調査官による調査について，長谷川次席家庭裁判所調査官が説明した。

(3) 成年後見事件に対する家庭裁判所の取組みについて意見交換をした概要

(○委員，△事務担当者)

- 後見と保佐と補助の違いは，対象者の判断力の程度による違いと考えてよいのか。
- そのとおり。後見は，判断能力が常にない状況である。保佐の場合には後見ほどではないがときどきないときがある。補助の場合にはもう少し軽い。
- その区別は誰がするのか。
- 最終的には家庭裁判所の家事審判官が行う。必要な場合には鑑定をする。後見の場合，判断能力がないことが比較的是っきりしている。典型的なのは，植物状態になった場合や認知症になった場合である。問題なのは，件数は少ないが，保佐である。後見なのか保佐なのかを判断するのは難しい場合がある。
- 配布された成年後見制度の資料には，制度を利用した場合の資格などの制限について，後見・保佐の欄には「医師，税理士等の資格や会社役員，公務員などの地位を失う，選挙権を失うなど」と書いてあるが，補助には書いておらず，空欄になっている。これは，例えば補助を受ける方も，医師の資格は失わないということなのか。
- おそらくそうなのだろう。それは個別の法律で定めていると思う。
- そうすると，私が病院に行って，医師から投薬や手術を受けたりすることがあった場合，実はその医師が，判断能力が不十分で被補助人である場合もあり得るということか。
- 法律の考え方では，補助の程度であれば，不都合はないと考えている。保佐程度の判断能力の低下となると危ないと判断している。その意味では，補助程度の判断能力の低下というのは非常に軽いものである。
- 本日の説明では，財産に関するものが中心だったが，後見制度というのは財産管理を主眼に置いた制度なのか。というのも，私が関わっている事

案で、親権の問題が生じたものがある。保護者が精神障害者であって、かつ離婚されている方で、子供に対する親権の行使の状況に疑問があるというケースである。

△ 今の話は、親権者の適格性に疑問がある場合、変更を求められるのか、その親権者のままで良いのかという話ではないかと思うが、親権者が後見開始の手续を受けた場合に、親権者の資格を失うというような制度にはなっていない。親権が制限される場合はいくつかあるが、後見とはまた別の問題になる。

○ 成年後見人に、定期的な報告制度はあるのか。

○ 成年後見人は選任された後、後見が終了しない限り、家庭裁判所の監督下にある。事案によるが、家庭裁判所では管理している預貯金の額や事案に応じて監督方針を決め、定期的に報告させることを行っている。

○ それは財産の多寡による基準か。

○ 被後見人に一定の財産があるときは後見人の財産管理事務を注視する必要があるので、より厳格に監督する必要があるが、財産以外の要素で厳格な監督が必要となることもある。

○ 預貯金額が高くない人の定期的な報告の間隔はどのくらいか。

△ 一律の基準はないが、後見監督事件を終了する際に、次に監督する日を決めるという形式で行っている。短いものだと1年、長いものは3年程度のものもある。定期的な報告、監督と表現しているが、後見人にとっては、次の監督がいつ行われるかわからないときもある。そのときは、ある日突然管理報告を求める通知が裁判所から届くことになる。

○ 付け加えると、保険金の受領など、ある程度の財産が特定の時期に入ることがわかっている場合にはその直後に行う場合もある。

○ 預貯金などの流動資産のように悪用されるおそれが高い場合について、信託方式のことを新聞で読んだことがある。信託方式についての進行状況を教

えてほしい。

△ 後見監督の中でも財産管理の占める割合は大きい。今まで財産管理の不正があったことから、その対応として、最高裁判所では４月から信託の運用を始めようとしているとの新聞記事が出たと思う。しかし、関係機関との調整が必要な面が生じたため、現時点では実施に至っていない。関係機関との調整が済んだ後、最高裁判所から指示があると聞いている。今は指示待ちの状態である。

○ 先ほど、裁判所の方から、この後見制度は平成１２年から始まり、去年で１０年目、今年は１１年目であるという説明があり、また、申立件数が伸びているという説明があった。それを踏まえて、みなさんが感じる成年後見制度の社会への定着状況についてお聞かせ願いたい。

○ 私は調停委員をしているが、調停委員としての仕事以外での日常生活の中では、成年後見制度の話は全く出てこない。こういう制度があるというＰＲも、裁判所に行かない人や法律に触れる機会のない一般人には、残念ながら伝わっていないと感じる。

○ 具体的に後見人になっているのはどういう方が多いのか。

○ 大きく分けると親族と第三者後見人に分かれる。

△ あくまでも概数だが、水戸家裁本庁で平成２２年に新たに後見開始をした事件で、親族を選んだのは７８％、親族以外の第三者（知人等を含む）は２２％となっている。これを全国平均で見ると、親族が５８．６％、親族以外が４１．４％である。水戸家庭裁判所管内は、全国平均と比べて、親族が選ばれる割合が高いと言えよう。

○ 周りの知り合いに成年後見制度についてどう思うかと尋ねたら、ほとんどの人が名称自体を知らなかった。そのうち、内容まで知っていたのは介護福祉の仕事をしている友人一人だけだった。今、子育て世代が晩婚化し、出産時期も遅くなっている中で、介護と子育てを両立するような人も増えてきて

いる。これからはこの制度を早くから知っている必要が増すのではないか。この制度自体はどんどん利用者が増えているという話もあったので、他人に財産を管理してもらうことのメリットを、被後見人になる前に知っているということは、制度の円滑な運用に必要なのではないか。市町村の地域包括支援センターが窓口の役目を果たしているが、そういうセンターがどこまで役割を担っているのかを教えてほしい。それから、任意後見制度という、あらかじめ本人が後見人の候補者を選んでおける制度があるという説明があったが、その制度を利用する人が現在どのくらいいるのか教えてほしい。

△ 地域包括支援センターでは、申立てを考えている親族の相談に応じて申立ての手助けをしている。予算に応じて第三者後見人の報酬や申立ての手数料を支出できるところもあると聞いている。特に市町村長の申立てについて、事実上は地域包括支援センターが申立てを行う場合が多いと思われる。任意後見とは、あらかじめ本人と任意後見人になる予定の者が公証役場に行って、将来自分の判断能力が衰えた場合（補助程度でも足りる。）に、任意後見を開始させるという契約（任意後見契約）をまず結び、本人に判断能力がなくなってきたときに、親族や受任者が任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申し立て、家庭裁判所が任意後見監督人を選んだ時点で、その任意後見契約の効力が発効するという手続である。しかし、水戸では任意後見開始の申立件数は数えるほどしかなく、なかなか任意後見契約、任意後見監督人の活用というのが進んでいないというのが現状であり、全国的にも件数は少ない。その原因としては、制度の使い方についてあまり国民に浸透していないかもしれないということ、任意後見監督人は第三者であるため、その報酬の問題があること、自分が元気なうちに将来に備えて後見人を選んでおくというよりは、自分で判断できる間は自分の財産を自分で使いたいという人が多いことなどがあると思う。

○ 私の知り合いで、後見人制度も含めてのビジネスをしている方がいる。全

国的に第三者の後見人が少ないというのが、任意後見契約があまり知られていない原因だろう。これからは、身内のいない独居老人が増えてくると思うが、そうするとやはり第三者が後見人になる可能性が増えてくると思うので、そういうビジネスが増えてくるのではないか。そのビジネスが増えるに当たって、報酬の問題が絡んでくると思うが、報酬について裁判所ではどういう扱いとなっているか。

△ 現行法の下では、裁判所の予算の中から後見人の報酬を支払うことはできない。後見開始の申立てにおいては申立人適格者が制限列举されている。独居老人については、配偶者や四親等内の親族はいないため、市町村長以外に申立てできる者を想定しにくいのが現状であり、市町村関係又は福祉関係の予算を後見人の報酬に回すか、ボランティアの後見人を活用する方法が考えられる。この点は公共団体等の取組みに期待せざるを得ないのが現状である。

○ 本人が預貯金などの流動財産を持っていて、後見人に対して報酬を支払える能力がある場合に、それをどの程度まで報酬にできるかは、裁判所で決められるのか。

△ 報酬については、被後見人の財産の中から相当な額を付与でき、報酬の額については裁判所が審判で決めると法律で定められている。基本的には管理財産の額を基礎とし、後見人の行った事務の大変さや、管理期間の長さなど様々な事情を考慮した上で、一定の時点での後見事務の報酬としていくらを付与するという審判を行う。それに基づいて後見人が本人の財産から審判で決まった報酬額を受け取る。後見人が自分の判断で報酬額を決めることは許されない。

○ 本人の意思能力がない場合に、後見人を付けるということが、誰に対してどういうメリットがあるかというのが問題だと思う。さきほどの説明のように、独居で誰も面倒を見てくれないという場合に第三者が手配してくれるともちろん大変有効だと思う。しかし、先ほどビジネスという言葉が出たよう

に、それで利益を得るという人が出てくることもまたちょっとおかしいのではないかと思うのだが、そういう点に関してはどうなのか疑問を感じる。

- 私は参与員の仕事をしているため、予備審問を担当している。担当している限りでは、ほとんどの人が必要に迫られて成年後見を申し立てている。例えば、施設に入居している人の判断能力がなくなって施設から後見人を選んでくれと言われたという場合や、相続を行うときに相続人に判断能力がないなどという場合である。後見人になる候補者も、子どもや親など、ほとんどが親族である。必要に迫られていない方には、成年後見の周知が徹底していない感じを持っている。
- そうすると、今の申立ての実情だと、必要に迫られて申立てする方が多いので、潜在的な需要は多いのではないと思われる。
- これから老人も増え、財産を持っている方もいるので、本当は成年後見人を選任したいという需要はあると思う。私は成年後見の予備審問をするとき、候補者に繰り返し、「ご本人の財産を保全するために、あなたの仕事はあるのであって、勝手に財産の処分をしたり、売り買いをしたり、株に投資するなどということは厳に慎むように」と言っている。
- 弁護士として今まで何件か第三者の成年後見人の事件を担当してきた。まず、法律相談を受けていると、最近は成年後見について問い合わせる人が多い。また、第三者が後見人になる場合は弁護士がよく依頼される。特に親族間に争いがある場合や、遺産分割の調停の代理人として協議してほしいという場合や、あるいは交通事故の被害者の損害賠償問題の解決のためなど、特定の目的のために依頼されることが多い。ビジネスという話について言えば、弁護士、行政書士、司法書士等の職務の方々が関わるという事情を考えると、ある程度ビジネスとして成立させないといけないとは思いますが、実際は、ボランティア的な面がある。損害賠償等の解決があればその時点では報酬を受け取るが、その後、ずっと継続して後見事務を行う場合は、本来は定期的に報

酬を受け取ればいいものの、本人の資力にも限度があるためなかなか受け取ることは難しい。

○ ビジネスというと、第三者の人に後見人を依頼するという形になるだろう。第三者に依頼する場合とは、親族間に争いや紛争があつて、親族に頼めない場合や、流動資産が多くて管理も大変だという場合が考えられる。その上で更に紛争があるという場合等には、まずは専門的な弁護士や司法書士に依頼することになると思われる。そう考えると、一般市民の方にも応援していただく場合としては、親族間に争いがないか、あるいは流動資産が少ないという場合だろうと考えている。その辺の事情を踏まえて、広報関係で何か裁判所のほうでお話しできることはあるか。第三者の後見人の依頼の仕方などの点ではどうか。

△ 裁判所は広報がうまいわけではないが、裁判員制度開始に伴って、地方裁判所ではかなり大きな広報活動を行ったという経験はある。ただ、成年後見の広報はそれとは比較にならないほど小規模であるということは確かである。しかし、現時点において、認知症の親の貯金を親の医療費に使いたい場合や、精神障害者の共同相続人がいて相続の問題を解決したい場合、あるいは施設の入所契約のために後見人が必要だという場合等に、どのような手続をしたらいいのか迷ってしまうという状況までにはなっていないと考えている。そういう点においてはある程度、後見制度が国民に浸透しているのではないかな。例えば、弁護士会事務所や個々の弁護士事務所、司法書士事務所、社会福祉の施設、あるいは市町村の福祉窓口相談に行き、こういった場合はどうしたらいいかと相談すると、そういうときには後見人を付けなければならないので家庭裁判所で手続をしてくださいという指導をしている。また最近では金融機関もこういった内容に詳しくなっているようなので、必要な方に対しては制度の内容が浸透していると認識している。最終的に裁判所にたどり着いて必要な手続について案内を受けられる、という状況にはなっている

のではないか。あとは、今元気な人が、将来、自分の財産を自分のために使える、誰かにむしられたり、たかられたりしないように管理するということについてはまた別な努力も必要かもしれないし、そういったところで、まだ改良すべき点というのはあるのかもしれない。また、第三者後見人についても、親族間に紛争があって、それなりに財産のある方については、裁判所の方から弁護士会に適任の弁護士を紹介してくださいというお願いなどを行っている。事案によってはそういった専門職の方をお願いするということを行っている。

- 不十分ながら判断能力がそれなりにある被補助人の意思と、補助人の意思とが食い違った場合は、どういう判断を誰が下すことになるのか。
- 基本的に補助の場合は一定の行為について代理権・同意権が与えられる。それ以外の行為については本人が自由にできる。その同意権が与えられている特定の行為については同意が必要なので、同意がないとできない。だから本人があくまでもこれをやりたいと言っても補助人の同意を得なければ、一定の行為はできないということになる。
- 補助が開始した場合に、本人の意思よりも補助人の意思が優先するということになる、例えば、土地の売買についての話が後から出てきたような場合に、誰が判断するのか。
- そもそも補助の場合には、ある一定の行為について代理権あるいは同意権を与えるという審判が必要である。補助を開始する際に、土地の売買についての内容も入っていれば、補助人の同意がなければならない。
- それを審判官が判断するということはあるのか。
- 基本的には補助人が同意するかどうか判断する。
- 本人の判断能力がおかしいときに、不本意ながら、そういう状態にされてしまったと本人が感じるようなことはないか。
- それは、そもそも同意権を与えたり代理権を与えるということについて

も本人の同意が必要である。そこで担保されているのではないか。補助の場合には補助の審判の開始について本人の同意が必要であるから、本人の意思が反映されている。

- それは本人から解除することは可能なのか。
- いったん開始されると、判断能力が不十分な状態がなくなる限り終了することは難しいと思うが、本人がそういう判断能力や意思能力が回復されたということになれば終了することはある。そうでない限り、後見や補助等が終わるということはない。あくまでも本人の保護のための制度なので、本人の判断能力が戻らない限り、終わることはない。後見人がもうやめたいと思っても、手続自体が終了することはない。
- 件数が増えているということだし、裁判所の労力も増えていると思うが、本人の不利益にならないような監督というものを裁判所がきちんと行ってほしい。
- 実はそこは一番大きな問題で、先ほど件数が増えていると言ったのは新受件数であって、この制度はずっと続くわけである。何年分も積み重なると大変な数になって、監督も大変になる。裁判所としても難しい局面にあると思っている。
- 事件として検察庁に来るような場合、現金などの出し入れがわからないという場合がある。日ごろ感じていることだが、財産管理方針を立てる場合には、特定の口座にいったん現金を移させ、クレジットカードや銀行振込みを使って必ず履歴を残させるなど、金銭の使途がわかる工夫をもっとできないものかと思う。5万円や10万円くらいの金額だと、使途が不明の場合があって、それが問題になるものかどうかの見極めが難しい場合がある。
- その点は裁判所としても本人の口座と後見人の口座とを分けるようにと指導はしている。今後もきちんと指導していきたいと思う。
- 親族間に争いがあった場合に、管理している側は特に問題を感じていな

い場合が多い。例えば、家を出て嫁に行ったなどという場合に、親の財産が使われてしまっているのではと心配をしている場合が結構ある。そうした場合には事実上財産管理をしている人はその必要性を感じないものだから、心配している側が申立てしようとした場合に、預貯金がどのくらいあるのかわからないのが実情である。そのようなとき、どのくらいまで書類を揃えれば事実上受理してもらえるのか。

△ 申し立てる方は様々いて、本人と同居していない子供などの申立ての場合は、まさに本人と同居している長男が、本人の預金の額を一切教えてくれないということが多々ある。申立ての際は本人の財産についてはわかるものだけ出していただければよい。財産がいくらないといけないとか、財産を完全に把握しなければならないわけではない。ただ、親族が後見人になった場合は、後見人の権限において必要な預金通帳については引渡しを求めるか、あるいは金融機関に紛失届を出して正式なものを再発行してもらおうということになる。できる限りの調査は必要だが、すべて把握して申し立てしなければならないわけではない。どこの銀行の口座があったはずだとか、そういった口座名だけでもわかる範囲では書いていただく必要がある。

○ これから事件数は伸びていくし、更にその事件がずっと継続していく。そういう中で裁判所では、平成12年からの制度開始以来運用してきた。これまでのいろいろな経験や知見が出てきて、ある程度メリハリを持ってこれからこの制度を運用していかなければならないと感じている。今後件数が増えていく中で、経験を踏まえて工夫しながらやっていきたいと思っている。

○ 今まで流動資産の話が出てきたが、私は農業をされていて、現在耕作放棄地が相続に絡んでいるということが多いと言える。それに関して後見制度の利用が増えてきている。特に今回のような震災があると、復旧の仕事をしようとするときに、所有者の同意が取れないという問題がある。財産については権利だけでなく義務の面もあり、不動産の管理義務もあると思う。震災後の

復旧で、道路を仮設でも作ろうと思っても同意が取れない場合があつて困ることもある。やはり、成年後見制度の財産の管理という中で、そういうことにも少し配慮していただいて、後見人の方々などに気を使っていたいただければいいかなという気がする。

5 次回期日

- (1) 平成23年11月17日（木）
- (2) テーマ「少年事件の教育的措置について」